

国家戦略特区で実現した規制改革

全78事項のうち主なもの（特区措置55事項、全国措置23事項）

都市・創業・外国人材・観光

都市計画の手続き迅速化

居住を含めた都市環境の整備

開業ワンストップセンター

法人設立手続きの簡素化・迅速化

公証人の役場外の定款認証

公証人の公証役場以外での活動解禁

家事支援外国人材の受入れ

女性の活躍推進、家事負担の軽減等

民泊（宿泊可能な住宅解禁）

内外の観光客の滞在ニーズへの対応

過疎地域等での自家用自動車の活用拡大

内外の観光客等の運送ニーズへの対応

農 林

農業委員会と市との業務見直し

農地の流動化促進

農業生産法人の要件緩和（平成28年4月から全国措置）

6次産業化の推進

農業への信用保証制度の適用

農業の資金調達の円滑化

国有林野の貸付拡大

国有林野の活用促進

企業による農地取得の特例

担い手不足や耕作放棄地等の解消

医療・保育

外国医師の受入れ

高度な医療技術を有する外国医師等の受入推進

病床数の特例

高度な水準の医療の提供

保険外併用療養（先進医療の承認迅速化）

外国で承認された医薬品等の導入促進

革新的医療機器の開発迅速化

医療イノベーションの推進

医学部の新設

グローバル医療人材の育成

地域限定保育士（年2回目の試験実施）

保育士不足の解消

都市公園内の保育所設置

保育所等の福祉サービスの充実

テレビ電話による服薬指導の特例

遠隔診療のニーズへの対応

雇用・教育

雇用労働相談センター（雇用条件の明確化）

新規開業企業、グローバル企業等の労使紛争の未然防止

公設民営学校の解禁

グローバル人材の育成等、多様な教育の提供

獣医学部の新設

国際的な危機管理対応のできる獣医師の育成

国家戦略特区における主な規制改革事項等の実現時期

	規制改革事項名	政府決定(成長戦略等):○ 措置:◎ 初の自治体による活用:●				初の活用自治体
		2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	
		集中取組期間				集中改革強化期間
都市・創業・外国人材・観光	①都市計画の手続迅速化	○	◎	●		東京都
	②開業ワンストップセンター		○	●	◎	東京都
	③公証人の役場外の定款認証		○	◎	●	東京都
	④家事支援外国人材の受入れ		○	◎	●	神奈川県
	⑤民泊(宿泊可能な住宅解禁)	○	◎	●		東京都(大田区)
	⑥過疎地等での自家用自動車の活用拡大			○	◎	—
医療・保育	⑦外国医師の受入れ	○	◎	●		東京都
	⑧病床数の特例	○	◎	●		兵庫県
	⑨保険外併用療養 (先進医療の承認迅速化)	○	◎	●		大阪府、京都府
	⑩革新的医療機器の開発迅速化			○	◎	大阪府
	⑪医学部の新設	○		◎	●	成田市
	⑫地域限定保育士 (年2回目の試験実施)		○	◎	●	神奈川県、成田市、大阪府、 沖縄県、仙台市
	⑬都市公園内の保育所設置		○	◎	●	東京都
	⑭テレビ電話による服薬指導の特例			○	◎	—
雇用・教育	⑮雇用労働相談センター (雇用条件の明確化)	○	◎	●		福岡市
	⑯公設民営学校の解禁	○		◎	●	愛知県
	⑰獣医学部の新設			○	◎	今治市
農林	⑱農業委員会の見直し	○	◎	●		養父市
	⑲農業生産法人の役員要件緩和	○	◎	●		新潟市
	⑳信用保証の農業への適用	○	◎	●		新潟市、養父市
	㉑国有林野の貸付拡大		○	◎	●	仙北市
	㉒企業による農地取得の特例		○		◎	養父市

国家戦略特別区域法 及び 構造改革特別区域法 の一部を改正する法律案の概要

内閣府 地方創生推進事務局

近未来技術の実証など、地方発のイノベーションの推進

自動走行・ドローン等の先端実証のための 「日本版レギュラトリー・サンドボックス」

- ・ 最先端の実証実験等を迅速に行うため、安全性に十分配慮しつつ、事前規制・手続を抜本的に見直す。そのための具体的方策を、1年以内に検討・措置。
- ・ 事業者向けに、法令相談や手続代行等を行うセンターを設置。

革新的医薬品の 開発迅速化

- ・ 日本発の革新的医薬品の承認・市販までのプロセスを格段に迅速化。

「焼酎特区」の創設 ＜構造改革特区＞

- ・ 地域の特産品を原料とした焼酎等を、少量からでも製造可能とする。

【酒税法の特例】

外国専門人材の受入れなど、インバウンド・競争力向上

クールジャパン・インバウンド 外国専門人材の就労促進

- ・ 「技術・人文知識・国際業務」「技能」の在留資格の下で、地域の固有の視点から事業審査等を行い、外国専門人材を受入れ。
- ・ 企業等からの相談や事例分析等を行う「外国人雇用相談センター（仮称）」を設置。

【入管法の特例】

農業外国人の就労解禁

- ・ 適切な管理の下、技能等を有する農業分野の専門外国人材の就労を可能とする。

【入管法の特例】

コンセッション事業者の 施設経営の自由度向上

- ・ 公共施設の運営事業者が、それを利用させる第三者を自ら決定できるよう、具体策を、1年以内に検討・措置。

子育てに係る環境の整備など、社会保障・働き方の充実

小規模認可保育所の 対象年齢の拡大

- ・ 小規模認可保育所の対象年齢を、現在の2歳から5歳までに拡大し、事業者自らの判断により、一貫保育などを可能とする。

【児童福祉法の特例】

地域限定保育士試験の 実施主体の拡大

- ・ 特区での地域保育士試験の実施事務を、一般社団・一般財団法人以外の多様な主体にも拡大。

【児童福祉法の特例】

テレワーク推進に 向けた 相談拠点整備

- ・ 企業へのテレワーク導入の支援等を、国と自治体が総合的に行うセンターを設置。

クールジャパン・インバウンド人材の就労促進に関する検討経緯①

「日本再興戦略改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）

（創業支援等、女性や若者が真に活躍できる環境整備）

⑦ 国家戦略特区での創業人材の受入れ及び多様な外国人受入れのための新たな仕組み

・国家戦略特区において、地方自治体による一定の管理体制の下、我が国における外国人の創業人材やそのスタッフの受入れを促進するため、「投資・経営」の在留資格について、当初から「2人以上の常勤職員の雇用」又は「最低限（500万円）の投資額」のいずれかを満たすことを求めている現行の要件を見直し、透明性を確保した上で、これらの要件を一定期間内に満たすことを条件として、起業家等の創業人材の入国・在留を認めることとし、速やかに必要な措置を講ずる。

・また、創業人材等に加え、クールジャパンに関わる人材などの多様な外国人受入れをこれまで以上に推進するため、国家戦略特区における新たな仕組みや、法令上の措置について、必要な検討を進め、速やかに結論を得る。



第9回国家戦略特区諮問会議とりまとめ（平成26年10月10日）

（5）創業人材等の多様な外国人の受入れ促進など

アニメ・ゲーム等のクリエイターや和食料理人材など、クールジャパンに関わる外国人の活動を促進するための施策の推進、情報提供等を行う。



改正特区法（成立：平成27年7月8日、施行：平成27年9月1日）

1回目

＜雑則（第三十七の三関係）として措置＞

我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓に関する活動の促進

クールジャパン・インバウンド人材の就労促進に関する検討経緯②

第16回国家戦略特区諮問会議における安倍総理指示（平成27年10月20日）

外国人を積極的に受け入れ、地方創生の加速化を図る自治体の先行的取組を後押ししていかなければなりません。このため、入国管理の迅速化を進める。日本のアニメ、和食、デザイン、ファッションなどを学びに来た留学生が、日本で本格的な実務経験を積むための就業許可の基準が明確になるよう、総合的に在留資格を見直します。



第20回国家戦略特区諮問会議とりまとめ（平成28年3月2日）

（2）クールジャパンに関わる外国人材の受入促進
・ファッション、デザイン、アニメ、食等の分野を始めとするクールジャパン産業の海外展開やインバウンド対応を促すため、外国人のこれらの分野に関する専門的知識・技能の習得を充実させるとともに、我が国の専門学校等を卒業した留学生が、引き続き、これらの分野の国内企業に就労し、習得した専門的な知識・技能を活かせるようにするため、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の下で就労が可能なケースを分かり易く例示したガイドラインを作成し、我が国における就労の可否に係る予見可能性を高めることを含め、具体的な方策について改正法案施行後一年以内を目途として早急に検討を行い、その結果に基づき、少なくとも特区において必要な措置を講ずる。



改正特区法（成立：平成28年5月27日、施行：平成28年9月1日）

2回目

＜検討規定（附則）として措置＞

政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓が重要であることを踏まえつつ、我が国において外国人が当該商品の生産若しくは販売又は当該役務の提供に必要な専門的な知識及び技能を習得する機会並びに外国人が習得したこれらの専門的な知識及び技能を生かして就労する機会の充実に資するよう、この法律の施行後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

クールジャパン・インバウンド人材の就労促進に関する検討経緯③

「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）

（観光客も含めた外国人材の受入れによる地方創生の推進）

⑩ 幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進（抜粋）

・国家戦略特区における「外国人材」の受入れについては、昨年7月の国家戦略特別区域法改正法に盛り込んだ「家事支援人材」や「創業人材」に係る特例措置に基づき、同年内に、それぞれ神奈川県、東京都、福岡市の事業が認定されており、また、本年3月に国会に提出し、5月に成立した同法改正法には、「クールジャパン人材」の専門的知識・技術の習得やそれに基づいた就労の機会の充実を図る具体的な方策について、本法案施行後1年以内を目途として早急に検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずる旨の規定を盛り込んだ。

・関連産業の活性化やインバウンド対応を促すため、上記の各種外国人材はもとより、国家戦略特区において受入れるべき幅広い外国人材について、地方自治体や民間からの提案等に基づき、受入れに係る必要な検討を進めていく。

第28回国家戦略特区諮問会議とりまとめ（平成29年2月21日）

（1）クールジャパン・インバウンド外国専門人材の受入れ・就労促進

・外国人観光客等を含む消費者向けサービス分野を中心に、我が国に学びに来た留学生などを始め、クールジャパン・インバウンド対応等に係る専門性を有する外国人材に対し、その受入れニーズは急速に多様化・拡大しつつある。

・当該ニーズに機動的に対応し、外国人材の習得した専門的な知識・技能が企業等で最大限活用されるようにするため、区域会議において関係府省及び関係自治体が一体となって、

（i）受け入れる外国人が行う活動について、「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」の在留資格に該当するか否か、

（ii）現行の上陸許可基準において求められる学歴や実務経験と同等の知識・技能等の水準について、国内外の資格・試験や受賞歴等によって代替することができるか否か

などについて協議・検討を行った上で、必要に応じ上陸基準省令の特例の対象等とする枠組みを設けることにより、専門的・技術的分野の外国人材がより柔軟かつ適切に入国・在留・就労する機会の拡大を図る。

・併せて、区域会議の下に、専門の弁護士・行政書士などで構成される「外国人雇用相談センター（仮称）」を設置し、企業等に対し各種相談や情報提供等を行うとともに、在留資格の許可・不許可に係る具体的事例の整理・分析、提案等を通じ、制度運用に係るルールの一層の明確化・透明化を図る。

参考資料

- 1、さまざまな業種と地域で、外国人雇用のニーズが拡大。 → 「外国人雇用協議会」
- 2、いきなり「移民受入れ」ではなく、地域で業種を定めて、ニーズに応じた受入拡大を。 → 特区活用
- 3、その際、技能ある人材を優先する仕組みを。 → 既存の国家資格ほか、検定試験で選抜
- 4、中期的には、「次世代日本人」創出に向けた議論が必要。

「外国人就労適性試験」(仮称)

(外国人雇用協議会にて準備中)

共通基礎試験と業種別試験で構成。

2017年夏第1回試験実施予定

共通
基礎
試験

第一科目:ビジネスコミュニケーション

- 敬語,指示の受け方
- 接客,電話応対 等

第二科目:ビジネス文化・社会常識

- 地理(都道府県名、県庁所在地等)
- 文化(年中行事,祝日,食材)
- 法規(住居、道路交通、売買等)
- 生活マナー 等

業種別
試験

サ
ー
ビ
ス
・
ホ
テ
ル

飲
食

小
売
・
ア
パ
レ
ル

フ
ァ
ッ
シ
ョ
ン

.....

現状

技能水準の低い 外国人材が拡大

一方で、一定の技能 ある外国人材は厳格 に排除

	2011年	2015年
外国人労働者総数	686, 246	907, 896
専門的・技術的分野 うち「技術・人文知識・国際業務」	120, 888 85, 091 (12%)	167, 301 121, 160 (13%)
.....		
留学生 (資格外活動)	92, 660 (14%)	167, 660 (18%)
技能実習	130, 116 (19%)	168, 296 (19%)
身分に基づく在留資格 (永住者、配偶者等)	319, 622	367, 211



- ◇「美容師は、国家資格を取得しても働けない」
- ◇「看護師・介護士・保育士など、日本語での国家試験の壁。英語試験で人材確保を」
(松井一郎・大阪府知事)
- ◇「接客・おもてなしの技能は、技能と認められない」
(流通・ファッション業界)



EPA受入れでの
看護師試験合格率は
11%(2016年)

グローバル企業だけでなく、
多様な分野でニーズ拡大

グローバル
企業

「永住資格
緩和」など

全国措置
検討中

クール
ジャパン

「日本での就労・修業を
可能に」(大手美容室な
ど企業・団体)

インバウン
ド対応

ホテル
・旅館

警備

流通

「観光人材受入れを」(兵庫県、
沖縄県、今治市など)

食

ファッション

クリエイティブ

多様な
中小企業

海外展開等
中核人材に

介護・保育

「産業人材」
(愛知県など)

「中小企業で、海外展開
を見据えた外国人材受
入れ」(浜松市)

検討中の特区対応 1

多様なニーズに応え、
機動的な対応が可能な仕組に

- ◇「クールジャパン」「インバウンド」
などの括りで**包括的な制度**を設け、
業種は区域会議で指定など
- ◇**資格検定**で技能ある人材選定

基準が**不明確・裁量的**
(「中小企業に厳しい」など)

検討中の特区対応 2

「外国人雇用相談センター」設置